

東大和市街路樹更新計画 概要版 (1/2)

1 背景と目的

◇背景

市は、都市計画道路整備事業や土地区画整理事業などに合わせて道路の緑化を進め、令和7年7月時点で2,732本の街路樹（高中木）、20,280m²の街路樹（低木）を整備してきました。幹線道路の愛称を市民の皆様から募ったところ、5路線が樹種名を冠した路線（桜街道、いちょう通り等）となるなど、街路樹は市民の皆様に親しまれています。

しかしながら、近年の労務費の上昇や資材価格等の高騰による街路樹の管理費の増加、老木化、大径木化、歩道の根上がりなどの様々な問題が生じています。

◇目的

今後、人口減少、少子高齢化の進行や、自然災害の激甚化など社会状況等が変化していくことが想定されるなか、市民の皆様に親しまれる街路樹を、道路利用者の安全の確保を前提としつつ、限られた予算の中で、より効率的、効果的に管理していくことが重要です。

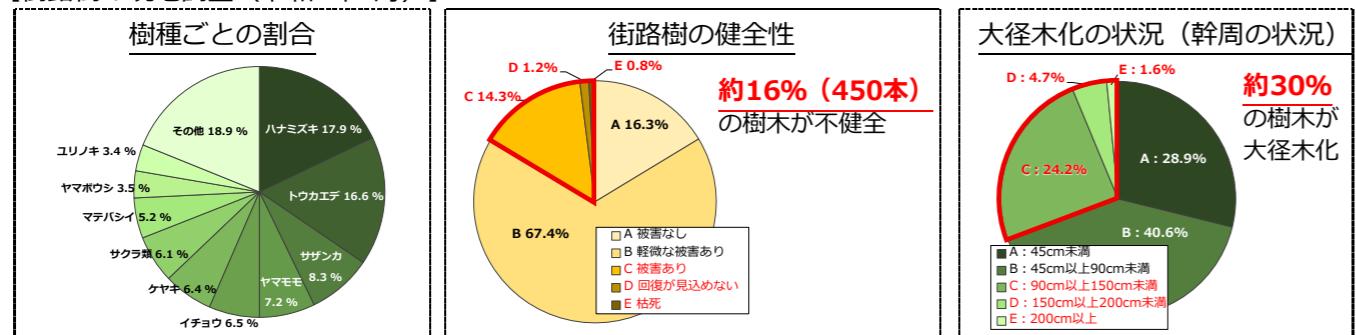
安全で快適な道路空間を確保しつつ、市全体の緑のネットワークの形成に貢献できる持続的な街路樹管理の実現を目指し、市道ごとの街路樹の更新方針や、その実現に向けた概算コストの算出などを位置付ける街路樹更新計画を策定することとします。

2 現状と問題

◇現状

街路樹の現状把握のため、現地調査、市民アンケート調査を実施しました。

【街路樹の現地調査（令和7年7月）】

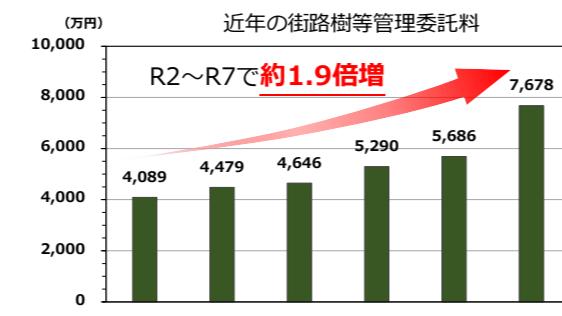


【市民アンケート（回答数：601件、配布数：3000世帯、回答率：約20%）】

- 根上がりした樹木を伐採するのはやむを得ない：約7割
- コストを抑制し、現状の予算の範囲内で管理を望む：約7割
- 樹種の変更、街路樹の総数削減、メリハリをつけた街路樹更新を望む：約7割
- 市に相応しい樹木としてサクラ的回答：約3割

◇問題

- 安全上の問題……老木化・大径木化による倒木・落枝事故発生の懸念、根上がりによる歩行者の通行等への支障、狭い歩道への植栽による通行支障、交差点付近等の植栽による見通しの悪化
- 景観面の課題……強剪定等による樹形の乱れ、樹間の疎密の発生、公園等との樹木との重複による効果減少
- 持続可能性の課題……労務費の高騰等による管理費の上昇



3 目標、取組方針

以下のとおり目標及び取組方針を設定します。

【目標】

安全で快適な道路空間を確保しつつ、市全体の緑のネットワークの形成に貢献できる持続的な街路樹管理の実現

【取組方針】

取組方針①：路線の特性に応じたメリハリのある街路樹景観の形成

- 一定の歩道幅員のある路線では、計画的な植替えなどにより、景観の向上や緑陰の確保を図ります。
- 一定の歩道幅員のない路線では、安全で快適な歩行空間を確保するため、街路樹を撤去します。

取組方針②：道路利用者の安全性・快適性と街路樹の良好な生育環境の確保

- 根上がりが生じている箇所については、街路樹を撤去し、歩道を補修します。
- 街路樹の間隔を一定程度確保するなど、街路樹の生育環境を改善します。

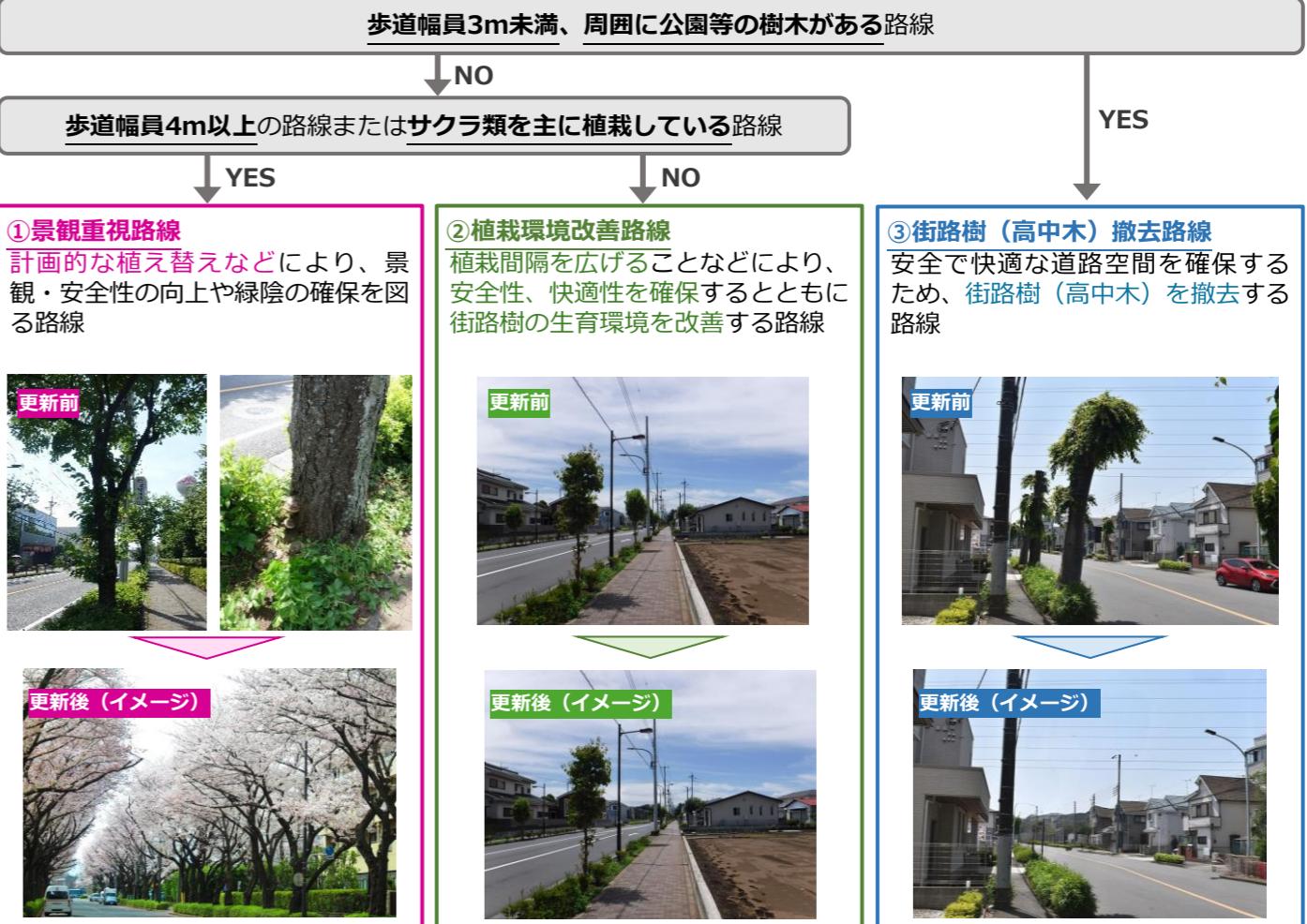
取組方針③：量から質への転換による持続可能な管理手法の構築

- 現地調査結果を活用した路線ごとの管理内容を定め、効率的な管理をします。
- メリハリをつけた更新をすることで、管理費の抑制を図ります。

4 今後の取組

◇更新計画

街路樹がある49路線のうち、平成30年度以降に更新済みの路線（2路線）を除く47路線について、以下のフローに沿って路線ごとの更新のあり方を以下3つに区分し、路線ごとの更新計画を定めました（別添の更新方針図参照）。



東大和市街路樹更新計画 概要版 (2/2)

◇植栽基準

道路利用者の安全性及び街路樹の健全性を向上させるため、以下のとおり植栽基準を設定します。

«植栽路線»

◎歩道幅員3m未満

⇒原則、街路樹の植栽を行わない

◎歩道幅員3m以上~4m未満

⇒原則、中木または低木を植栽する

◎歩道幅員4m以上

⇒原則、高木を植栽し緑陰の確保に努める

歩道幅員 (植樹帯を含む)	歩道の有効幅員 (植樹帯を除く)	街路樹植栽の 可否	植栽する樹木		
			高木	中木	低木等
3m未満	2m未満	植栽不可	-	-	△
3m~4m未満	2m~3m未満	植栽可能	-	○	○
4m以上	2.5m以上		○	○	○

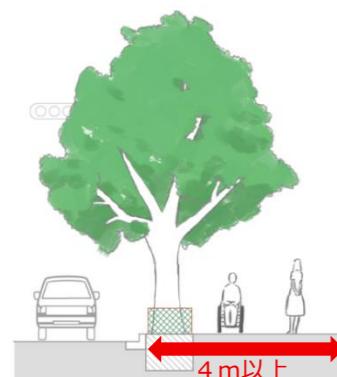
○：主な樹種

△：原則的に植栽を行わないが、既に植樹帯が設置されている路線については、植樹帯の幅の縮小や、ツル状の植物の活用を検討

-：植栽を行わない

歩道幅員ごとの植栽する街路樹のイメージ

歩道幅員：4m以上



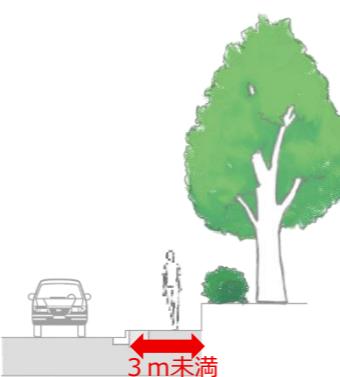
高木を植栽

歩道幅員：3~4m未満



中木・低木等を植栽

歩道幅員：3~4m未満



原則、植栽を行わない

«配置»

視認性を確保するため、横断歩道・交差点から5m以内、車両乗入れ部から2m以内、標識から1m以内に街路樹（高木・中木）は植栽しない。

また、良好な生育環境を確保するため、街路樹（高木）の植栽間隔は10~12mを原則とする。

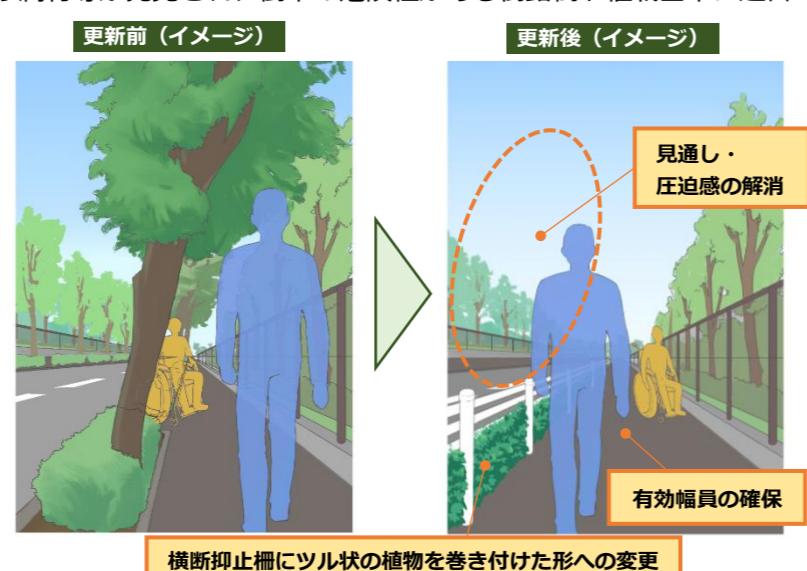
«撤去»

現地調査や街路樹等管理委託業者の点検により腐朽等が発見され、倒木の危険性がある街路樹や植栽基準に適合しない街路樹は適宜撤去する。

«低木»

歩道幅員が3m未満の路線については、低木の撤去、植樹帯の幅の変更、横断抑止柵にツル状の植物を巻き付けた形への変更を検討する。

- 更新前：歩道の幅員が十分確保されておらず、車いすの方などとのすれ違いが困難
- 更新前：車いすの方などとのすれ違いが容易。また、狭い歩道空間に植栽された高木による圧迫感なども解消



横断抑止柵にツル状の植物を巻き付けた形への変更

5. 効果

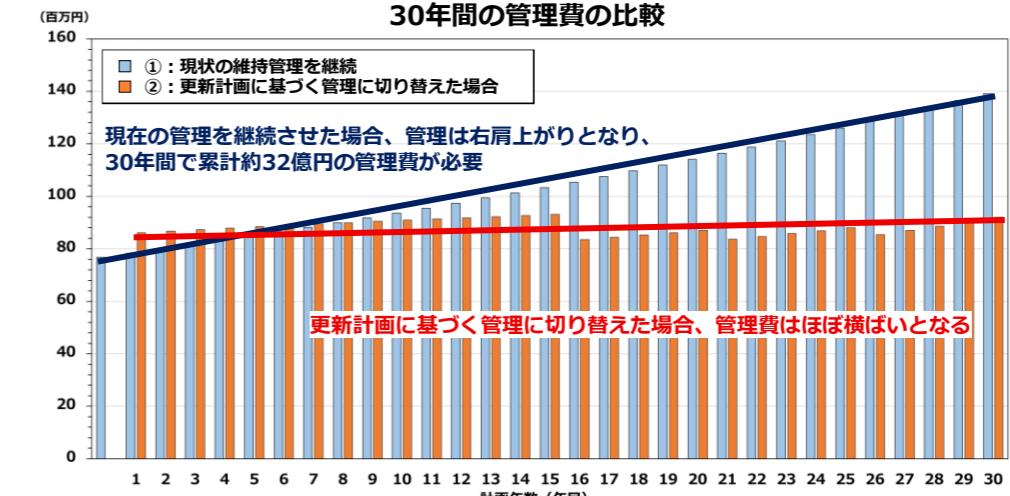
◇管理費の試算

今後30年間の管理費を試算したところ、現在の管理を継続した場合の管理費の累計は約32億円となります。

一方で、更新計画に基づく管理に切り替えた場合は、管理費の累計が約27億円となり、約5億円の管理費を縮減することができます。

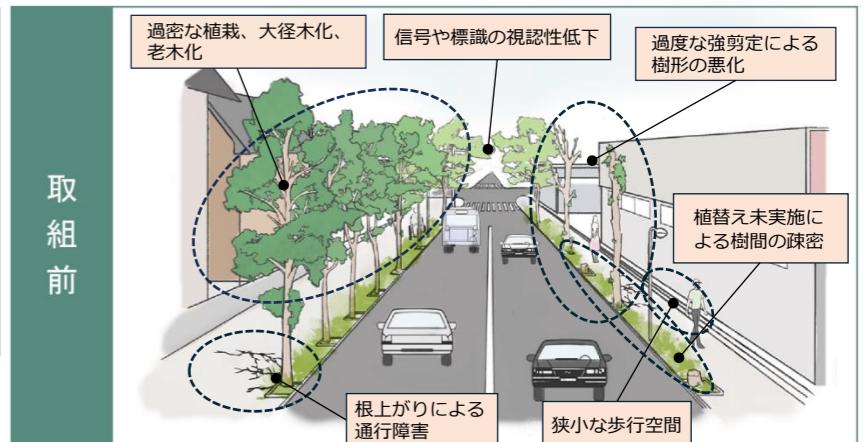


30年間の管理費の比較



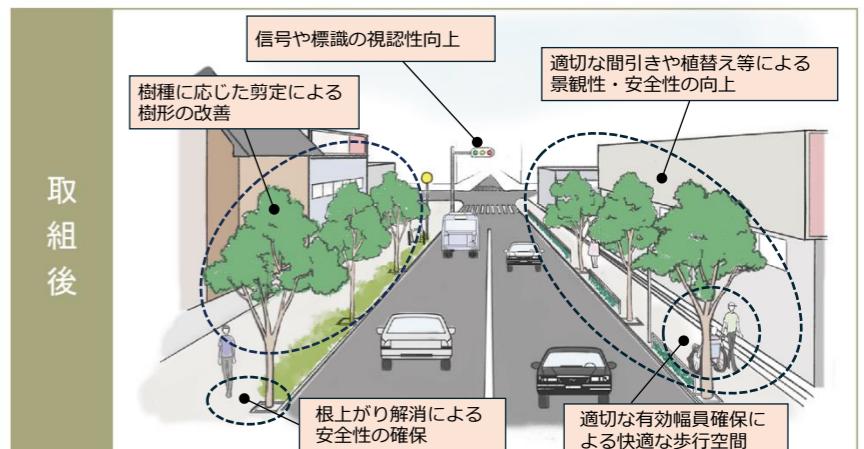
◇取組後の道路空間イメージ

- 過密な植栽や大径木化・老木化
- 信号や標識の視認性低下
- 過度な強剪定による樹形の悪化
- 植替え未実施による樹間の疎密
- 狭小な歩行空間
- 根上がりによる通行障害



街路樹の撤去・間引き・剪定・植替え等

- 樹種に応じた剪定による樹形の改善
- 信号や標識の視認性向上
- 適切な植替え等による景観性、安全性の向上
- 適切な有効幅員確保による快適な歩行空間
- 根上がり解消による安全性の確保



路線名	更新方針	対策時期
2号線 (桜街道)	①	A
3号線 (やまも通り)	①	A
3号線 (けやき通り)	③	A
5号線 (ハミングロード)	②	D
6号線	③	A
7号線 (中央通り)	②	B
8号線	対象外	-
9号線 (八幡通り、 いちょう通り)	②	C
13号線 (ゆりのき通り)	③	A
14号線	②	C
133号線	③	A
304号線	③	A
318号線	③	A

路線名	更新方針	対策時期
323号線	③	A
333号線	③	A
396号線	③	A
518号線 (市役所通り)	③	A
519号線	③	A
554号線	②	B
691号線	③	A
710号線	③	A
785号線	③	A
802号線	③	A
813号線	①	A
814号線	③	A
815号線	①	A
816号線	③	A
817号線	①	A
2001号線	③	A
2002号線	②	D
2004号線	③	A
2017号線	対象外	-
2018号線	③	A
2019号線	③	A
963号線	③	A
2020号線	③	A

